

2 給与支払報告（特別徴収）に係る給与所得者異動届出書（記載例）

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書（特別徴収継続記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

青梅市長 殿		住所(居所)又は所在地 〒 123-3456 〇〇県××市△△1-2-3	特別徴収義務者指定番号 12-34567	宛名番号 1234	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
令和××年〇〇月△△日提出	フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ	氏名又は名称 株式会社 ○×商事	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 人事課 人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000 (内線 123)	課・係 氏名 電話	※市町村ごとに異なります
個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	給与所得者 受給者番号(整理番号) フリガナ スズキ イチロウ 123456 氏名 鈴木 一郎 (旧姓)	(ア) 特別徴収税額(年税額) 円 140,000	(イ) 徴収済額 円 6月から9月まで 8月まで 5月まで 35,600 104,400	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円 異動年月日 ××・8・31	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)
1月1日現在の住所 給与の支払を受けなくなった後の住所	個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1月1日現在の住所 東京都青梅市△△3-2-1	異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) 3. 普通徴収理由	異動後の未徴収税額の徴収 月分で納入	8月末で退職する給与所得者が9月末から新しい会社で特別徴収する場合

赤枠は必ずご記入ください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定	相続人の氏名等
1. 異動が令和××年12月31日までに、申出があったため(×月×日申出)	徴収予定月日 徴収予定額 徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円	氏名 続柄
2. 異動が令和××年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	円 円 円	住所
		電話
		1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
		2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が〇〇万円以下)
		3 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
		4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号(※新規事業所の場合は記入不要です。)	98-76543	課・係 庶務課社員係	新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 9月分から徴収し、納入します。	※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒 654-3210 ××県△△市〇〇1-2-3	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 氏名 特徴 進 電話 111-111-1111 (内線 222)	受給者番号 111222	
フリガナ	マルバツフドウサン カブシキガイシャ		納入書の要否(新規の場合のみ記載) (要) 不要	
氏名又は名称	○×不動産株式会社			
個人番号又は法人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			

旧勤務先と新勤務先との間で徴収済月、徴収開始月を十分に調整の上ご記入ください。

【提出先】〒198-8701 青梅市東青梅1丁目11番地の1 青梅市市民部課税課市民税係 電話番号 0428-22-1111 (内線 2172・2173・2174)  
特別徴収に係る書類は青梅市ホームページからもダウンロードできます。青梅市ホームページ <https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/19/1136.html>

特別徴収税額通知書の個人別明細書に記載された合計年税額を記入してください。

徴収済の月割額の合計額を記入してください。

年税額から徴収済額を差し引いた残額を記入してください。